

ルーマニア月報

2020年5月号

本報はルーマニアの報道をもとに、日本大使館がとりまとめたものです。



令和2年6月12日
ルーマニア大使館作成

Embassy of Japan in Romania
<http://www.ro.emb-japan.go.jp>

主要ニュース【5月末時点の新型コロナウイルス感染者数は、19,257名】

- 【内政】 ●14日に緊急事態が終了し警戒事態に移行。警戒事態を導入するための法律第55号が発表された。
- 警戒事態期間中の具体的な措置が、国家緊急事態委員会決定や政府決定、各種大臣令等により定められた。警戒事態に移行するための法整備が緊急事態終了までに整わなかったことにより、野党からの批判が相次いだ。
- 政府決定第394号により、ルーマニアは5月18日より30日間の警戒事態が敷かれている。警戒期間中は、室内等におけるマスクの着用義務が発生。
- 6月1日から、政府決定第434号により、レストランのテラス席やビーチの解禁等の規制緩和措置がとられている。
- 【外政】 ●シーヤールト・ハンガリー外務貿易大臣がルーマニアを訪問、アウレスク外務大臣及びフノール・ハンガリー人民同盟（UDMR）党首とそれぞれ会談を行った。
- アウレスク外務大臣は、ザッカーマン駐ルーマニア大使と会談を行った。主な議題は、米のオープンスカイズ条約離脱表明、COVID-19パンデミック、モルドバ共和国情勢、査証免除プログラム、ルーマニアのOECD加盟、三海協カイニシアティブ、これらに係る両国間協力等。
- 渡航規制措置緩和につき協議する、ブルガリア、セルビア、ギリシャとの四カ国間会合が開催された。
- 【経済】 ●緊急事態令発令以降5月28日までに、雇用契約終了約43万件、雇用契約一時停止約60万件記録。
- 2020年第1四半期、昨年同期比で、ルーマニアはEU27か国中最も高い経済成長を遂げた。GDP成長率（季節調整後）は、ユーロ圏▲3.2%、EU▲2.6%、ルーマニア2.7%。
- 2020年4月末の財政赤字は約268億2,030万レイ（対GDP比2.48%）であった。
- 4月30日時点での欧州基金（2014～2020年）執行率は40%（約120億9,166万ユーロ）で、EU28か国平均の44%執行率を下回った。

内政

■ 新型コロナウイルス関連（感染状況の推移、感染者数多数発生地域等）

- ・5月1日時点の新型コロナウイルス感染者数は、合計12,567名。前日からの増加数は327名。集中治療を受けている患者は249名。死者数は、合計726名。感染者の中で治癒した者は4,328名。
- ・4日、オルバン首相は、会見において、ルーマニアの検査能力は、60のセンターで一日11,000件に達しており、今後一日15,000件を目指していると述べた。
- ・9日の感染者数は、1万5千名を越え、累積で15,

131名となった。前日同時刻からの増加数は320名。死者数は、合計926名。感染者の中で治癒した者は6,912名。

・10日、ネアムツ県の障害者センターが、新たな感染者多数発生ポイントになっている。100名の患者と67名の従業員が感染している。ネアムツ県の感染者数は761名となっている。

・31日時点のルーマニア国内での新型コロナウイルス感染者数は、累積で19,257名、前日からの増加は124名。集中治療を受けている患者は160名。死者数は、合計1,262名。感染者で治癒した者は13,256名。全国で、2,330名が施設隔離、

95, 456名が自主隔離の下にある。全国で、これまでに延べ約43.9万件の検査が行われた。

■ 緊急事態期間の罰金に関する憲法裁判所の違憲判決

・6日、憲法裁判所は、緊急事態期間の規則遵守違反に対して2千から2万レイの罰金を規定した緊急政令の条項が、憲法違反であるとの判断を示した。

・7日、ヨハニス大統領は、会見において、罰金は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ役割を果たし、これがなければさらに多くの死者が出ていたであろうとの考えを示した。緊急事態開始以降、これまでに30万件以上、6億レイ（1.2億ユーロ）の罰金が徴収されている。

■ 警戒事態導入のための法律第55号

・11日、政府は議会に警戒事態を導入するための措置法案を提出。法案は、PSDの提案により多くの修正が加えられた上で、5月12日、上院において賛成111票、反対8票、棄権15票で可決された。

・13日、法案は、決定権を持つ下院で審議及び採決が行われ、賛成258票、反対26票、棄権4票で可決された。法案に賛成票を投じたのは、社会民主党（PSD）、国民自由党（PNL）、ルーマニア救出同盟（USR）、ハンガリー人民民主同盟（UDMR）、国民運動党（PMP）、少数民族グループの議員、反対票を投じたのは、自由民主主義同盟（ALDE）、プロ・ルーマニアの議員であった。憲法に規定された手続き上、法律は、議会での成立後、大統領による公布までに、憲法裁判所に違憲の訴えを起こすことができる期間として（緊急審議法案の場合は）2日間の期間をおかなくてはならないことになっている。また法律が大統領による公布と官報への掲載を経て発効するのは、官報への掲載から3日後となる。このため、法律の発効は、緊急事態が終了してから3日後の5月18日となる。

・14日、ヨハニス大統領は、会見において、「警戒事態でとられる措置はすべて有効である。新たな法律が有効になるのは月曜日なので3日間だけ規制がないと無責任な政治家が主張しているが、まったく誤りである。我々には有効な法的枠組みがあり、この三日間も、健康を守るためのすべての規則を守らなくてはならない。」と述べた。

・15日、法律が大統領により発布された。

・18日、法律が発効した。

【COVID-19感染症の予防とその影響との闘いのための2020年5月15日法律第55号】

（主要な点。詳細は当館HPを参照）

・警戒事態は30日間を越えて宣言することはできない。必要があれば何回でも延長できるが、30日を越えて延長できない。

・警戒事態期間中は、レストラン、ホテル、モーテル、ペンション、カフェやその他の公共の場所における、飲食物の提供が停止される。

・警戒事態期間中は、モールの営業が停止される。電化製品の販売、モールの外側から直接アクセスがある店舗、食料品店、薬局、歯科、クリーニング店、床屋・美容室、眼鏡店を除く。

・警戒事態期間中の、公共の室内、商業施設、公共交通手段、職場におけるマスクの着用義務、公共機関やすべての企業が、従業員のトリアージュを行い、勤務前に手の消毒をさせる義務の導入。

・警戒事態期間中は、警戒事態の原因を解決するための物品の市場における確保に問題がある場合に限り、価格の上限を定めることができる。

・50人以上の従業員を擁する雇用者は、従業員間で出勤時刻が1時間ずつ最大3時間ずれるように、勤務時間を変更することができる。

・期間中の措置に違反した場合の罰金を設定。

・政府決定や大臣令により、具体的な措置が定められる。

■ 警戒事態導入に関する憲法裁判所の判決

・13日、憲法裁判所は、警戒事態を規定した2004年の緊急政令第21号の条項が違憲であるとするオンブズマンの訴えについて、緊急政令の条文自体は「合憲」としつつ、人権と自由の具体的な規制は、法律に基づいて行われる必要がある、との判断を示した。

■ 警戒事態導入に関する国家緊急事態委員会の決定（第24号）

・14日、ヴェラ内務大臣は、緊急事態の運営と市民保護に関する緊急政令（2020年緊急政令第68号）を発出したことを発表した。この緊急政令は、2004年緊急政令第21号等を変更するものであり、

この中には、警戒事態の定義、宣言、延長、停止にかかるメカニズムが規定されている。また、国家緊急事態委員会（CNSU）の創設と、その委員長を首相とし、副委員長を内務大臣、公共事業大臣、緊急事態総局長とすること等を定めている。

・14日夜、内務省において、オルバン首相を長とする国家緊急事態委員会（CNSU）の会合が開催され、同日深夜、「新型コロナウイルス感染症予防と制御のための措置と全国的な警戒事態導入に関する2020年5月14日決定第24号」が発表された。これによりルーマニアは、15日より30日間、警戒事態期間となることが定められた。警戒事態期間には、商業施設や職場等におけるマスク着用が義務づけられる他、テラスも含めたレストランの引き続きの閉鎖、一部を除くモールの引き続きの閉鎖、主要国との航空便停止措置の延長、すべての外国から来た人の自宅における隔離措置等がとられる。

■ 警戒事態導入に関する政府決定（第394号）

・18日、国家緊急事態委員会（CNSU）の会合とそれに引き続いた閣議が開催され、新たな政府決定「警戒事態宣言と、警戒事態期間中に、COVID-19感染症の予防とその影響との闘いのために適用される措置に関する政府決定第394号」を承認した。オルバン首相の閣議における発言によれば、この決定は、これまでの（5月15日から開始していた）「警戒事態」から、「最大限の警戒事態」に移行するためのもの。5月14日に発出された政府決定は2004年緊急政令第21号を基盤としていたが、その後18日より新たな「法律第55号」が発効したことから、改めてこの法律を基礎とした決定が承認された。

・この政府決定により、18日から30日間、ルーマニア全国において警戒事態が敷かれる。この決定は、「法律第55号」の定める各条項等に基づき、警戒事態期間中の具体的な各措置を定めるもので、措置の内容は、5月14日に発出された国家緊急事態委員会の決定第24号と同様。その上で、この決定は、警戒事態期間中の各規則に違反した場合は、法律第55号に沿って罰金が化されることを明記している。この決定により、決定第24号（警戒事態宣言）は効力を失った。

・20日、議会は、5月18日から30日間警戒事態

を導入するための政府決定第394号の承認の採決を行い、賛成372票、反対37票、棄権6票でこれを承認した。

【COVID-19パンデミックの影響を防止しこれに対抗するための警戒措置の宣言及びその期間中に適用する措置に関する2020年5月18日決定第394号】

（主要な点：主に添付2及び添付3。詳細は当館HPを参照）

- ・保健大臣及び内務大臣の共同指令に基づくマスクの着用義務
- ・外国からルーマニアに到着するすべての人の自宅隔離措置
- ・屋外における集会、デモ行動、行進、コンサート等、屋内における文化、芸術、宗教、スポーツ等行事の禁止
- ・サイクリング、ウォーキング、ジョギング、登山、釣り等の最大3人までの人数が参加するものを除く屋外で行われる個人的なリクリーション・スポーツの禁止
- ・最大8人までで社会的距離の規則に従って行われる行事を除き屋内で行われる私的行事への参加の禁止
- ・いくつかの例外を除き、居住する市町村外への外出の原則的な禁止
- ・オーストリア、ベルギー、スイス、仏、独、イラン、伊、英、蘭、西、米、トルコとの商用航空便の停止
- ・伊、西、仏、独、オーストリア、ベルギー、スイス、英、蘭、トルコとの国際路面旅客輸送の停止
- ・国境地点の一部又は全部の閉鎖
- ・レストラン、ホテル、カフェ等における飲食物の提供の停止
- ・いくつかの例外を除くモールの活動停止
- ・美容サロン、ホテルの営業は経済大臣及び保健大臣の共同指令に従い実施される。

■ 警戒事態導入に関する法整備を巡る野党からの批判

・14日、カザンチウク上院暫定議長は、警戒事態を導入するためのフレームワークを策定した政府の緊急政令第68号は、緊急事態終了直前の20分前に策定され、内容も違憲であると述べた。この他、USR、ALDE、UDMR等からも、政府が警戒事態導入に

あたり間に合うように法的整備を行わなかったことにつき、批判の声が上がった。

・18日、チョラク下院議長は、オルバン首相が、緊急事態終了を前に迅速に警戒事態導入のための法案を議会に送らなかったことで、警戒事態が終了し法律が発効するまで空白の3日間が生まれ、国民を危険に陥れたとして非難した。

■ 警戒事態措置の緩和に関する政府決定(第434号)

・28日、特別緊急事態委員会は、6月1日以降の規制緩和措置を決定第26号として発表した。またこれを受け、同日、警戒事態に関する諸措置を定めた第394号を変更する形で、政府決定第434号が承認された。

【COVID-19パンデミックの影響を防止しこれに対抗するための警戒措置の宣言及びその期間中に適用する措置に関する2020年政府決定第394号添付3の改正及び補足に関する2020年5月28日政府決定第434号】

(主要な点。詳細は当館HPを参照)

- ・屋内外の観客なしのスポーツ競技の解禁。
- ・レストラン等のテラス席の一定の条件下での解禁。
- ・ドライブインタイプのイベントや、屋外の500人までのショーやコンサート等の一定の条件下での解禁
- ・ビーチの解禁
- ・国際路面輸送、鉄道輸送の解禁

■ 新型コロナウイルス関連(警戒事態にかかる法律、委員会及び政府決定以外の措置)

・3日、ブザウ県ポシュタ(Posta)市が、14日間の封鎖隔離の下におかれた。ポシュタ市の人口は約2000人。同市では19人の患者が出ている模様。

・11日、**軍事令第11号**が発表された。軍事令第11号の内容は、スペインとの商用航空便の停止措置を5月14日まで延長、ヤロミツァ県ツァンダレイ町の隔離措置の解除を含む。

・13日、**軍事令第12号**が発表された。軍事令第12号の内容は、スチャヴァと周辺の8つの村の封鎖を解除するもの。

・15日、職場における感染予防措置の詳細等を定めた**労働大臣と保健大臣の合同令**、交通機関における感

染予防措置等の詳細を定めた**運輸大臣と保健大臣の合同令等**が発出された。

・21日、政府は、230万人に50枚ずつのマスクを無料配布するための緊急政令を発出した。対象は、低所得者層、月704レイ以下の年金受給者、障害者。

・24日、ガラツィ県トフレア(Toflea)村とブラハセシュティ(Brahasesti)村が、隔離措置下に置かれた。両村において、42名の感染者が出たことを受けたもの。両村の人口は合わせて9000名。

・29日、6月1日からの規制緩和に関連し、**青年スポーツ大臣と保健大臣の合同令**、**経済・エネルギー・ビジネス環境大臣と保健大臣の合同令**、**文化大臣と保健大臣の合同令等**が相次いで発出された。

■ 新型コロナウイルス関連(大統領の会見)

・4日、ヨハニス大統領は、会見を行い、緊急事態期間を5月14日までで終了し、延長しないこと、15日からは警戒事態の措置をとるとする決定を発表した。

・14日、ヨハニス大統領は会見を行い、5月15日からは警戒事態に入ると述べた。大統領は、3月16日からの2ヶ月間の緊急事態期間を振り返り、困難な時を乗り切った国民の多大な犠牲と努力に感謝し、今後の引き続きの結束を呼びかけた。また、感染者が少ない段階で緊急事態を宣言し、町の封鎖、交通の規制、学校の停止、レストランの停止等厳しい措置を施したことが医療崩壊を防ぎ感染者や死者の拡大を防いだ、ほとんど備蓄がなかった防護服や消毒薬の迅速な調達や検査数の拡大も功を奏したと述べた。また、翌日からの警戒事態については、国家特別緊急事態委員会が警戒事態を宣言しすべての規則が導入されるとして、新法が有効となる前の3日間も規制を守るよう、国民に呼びかけた。また、警戒事態において感染状況が悪化する場合には、また緊急事態宣言を行うことも辞しないと述べた。

・19日、ヨハニス大統領は会見を行い、いまだにウイルスの感染拡大があるとして、国民に対し、改めて衛生予防に関する規則を遵守し、緊急事態の2ヶ月間に支払われた多大な犠牲と努力の結果を無駄にしないよう呼びかけた。また、ヨハニス大統領は、政府が必死でコロナと戦っている間に、PSDは内閣不信任案の提出を画策しているとして、無責任の極みであると非難した。他方、同大統領は、この期間に、社会保障

分野等で行政のデジタル化が進んだことを評価し、また、今後の経済復興においては、インフラ、保健などの分野で大規模投資が必要との見方を示した。

・ 27日、ヨハニス大統領は会見を行い、テラスの開放やビーチの開放等、6月1日以降の規制緩和措置についての発表を行った。

■ 新型コロナウイルス関連その他情報（他国との関係等）

・ 4日、オルバン首相は、記者会見の中で、2月23日以降、128.9万人のルーマニア人が在外から帰国し、その多くは、伊、西、独、仏、英からの帰国者だったと述べた。同首相は、帰国者の隔離措置は当初は少し遅延したが、何十万人の帰国者の自主隔離を実施したことにより感染の拡大を防ぐことができた、と述べた。

・ 6日、ブカレストのヴィクトリア広場において、オルバン首相、タタル保健大臣、アラファト内務次官等が参加して、モルドバ共和国への支援物資の出発式が行われた。50万枚のFFP2マスク、25000着の防護服、その他マスク、防護眼鏡、医薬品や消毒液等からなる、総額1650万レイの支援物資が、国防省と緊急事態総局のトラック20台によりモルドバ共和国に輸送された。

・ 9日、ルーマニア国鉄（CFR）は、オーストリアのOBB鉄道と協力し、5月10日及び5月13日、オーストリアで働くルーマニア人季節労働者用の最初の電車をティミショアラからウィーンまで運行することを発表。

・ 17日、緊急事態期間の終了を受け、帰国した人たちの検疫施設における隔離措置が解除され自主隔離の対象となったことから、ハンガリーとの国境地点Nadlac及びNadlac2はそれぞれ入国が250分から480分以上待ちとなった。Nadlacの国境地点は徒歩で国境を越える人たちでごった返し、社会的距離が確保されていなかった。入国した人の数は、5月11日～14日は11000～13100人、5月15日は16,000人。

■ セーケイランドを巡る行政関連法

・ 4日、ヨハニス大統領は、会見の中で、UDMRが提出した新たな行政関連法が、議会上院において無投

票のまま可決されていたとして、PSDを非難する発言を行った。この行政関連法は、行政機関においてハンガリー語やセーケイランドの旗の掲揚を義務づけるものであるとされている。4月末には、これとは別の「セーケイランド法案」が議会下院で無投票で可決されていたことが議論を呼び、ハンガリーとルーマニアの要人の発言やプレスリリースによる応酬にまで発展していた。

・ 法案は、6日、議会下院において廃案にされた。

■ 国内政治

・ 5日、欧州人権裁判所（ECHR）は、キョヴェシ前国家汚職対策局（DNA）長官（現欧州検察庁長官）が、自らのDNA長官職からの解任が不当なものであったとしてルーマニア政府を相手に起こしていた訴えを認め、同氏がDNA長官職の解任に追い込まれたことは、欧州人権条約の侵害にあたるという判断を示した。これを受け、ヨハニス大統領は、憲法裁判所は、本件のみならず他の政治的な決定についても見直しをすべきだと述べた。また、オルバン首相は、憲法裁判所の機能や構成に着き見直しが必要との考えを示した。

・ 7日、オルバン首相は、地方選挙の日程は9月末から10月くらいが良いとの考えを示した。

・ 10日、チョラクPSD暫定党首は、28からなる同党の経済復興政策を発表する会見を行った。チョラク党首は、発表の途中で体調を崩し、会見は中断された。

・ 13日、議会下院において、クツ財務大臣に大する不信任案が可決された。賛成166票、反対94票、棄権28票。

・ 25日、チョラクPSD暫定党首は、警戒事態終了後に党大会を実施するべきであると述べ、また自らが党首に立候補する考えを示した。

・ 28日、ポンタ元首相は、2024年の大統領選挙への立候補を表明した。

・ 30日、首相府は、プレスリリースを発出し、オルバン首相が室内における喫煙及びマスクの着用義務違反に対する3000レイの罰金を、電子システムを通じて支払ったことを明らかにした。右罰金は、オルバン首相及び閣僚等が室内でマスクを着用せずに喫煙していた写真がリークされたことを受けたもの。また、ブカレスト警察は、同じくマスクを（正しく）着用し

ていない、あるいは室内で喫煙をしていたことを理由に、アウレスク外相、ボデ運輸大臣、ポペスク経済大臣、トゥルカン副首相にそれぞれ罰金を科したことを発表した。

■ 世論調査

・IMASによる支持政党調査（ラジオ・ヨーロッパFMの依頼により4月6-24日、1,010名を対象に実施）

国民自由党（PNL）	33.0%
社会民主党（PSD）	24.8%
ルーマニア救出同盟（USR）	10.8%
プロ・ルーマニア	8.2%
ハンガリー人民同盟（UDMR）	5.5%
自由統一連携党（PLUS）	5.1%
自由民主主義同盟（ALDE）	4.4%
国民運動党（PMP）	3.4%

・BCSによる支持政党調査（National Committee of Romanian American Republicansの財政的支援により、5月1-7日、1,545名を対象に実施）

PNL	32.7%
PSD	25.3%
USR・PLUS（自由統一連携党）	19.8%
UDMR	5.9%
PMP	5.2%
プロ・ルーマニア	1.7%
ALDE	1.0%

・CURSによる支持政党調査（5月4-14日、986名を対象に実施）

PNL	32%
PSD	29%
USR・PLUS	13%
プロ・ルーマニア	6%
ALDE	5%
PMP	5%
UDMR	5%
その他	5%

・INSCOPによる支持政党調査（プロ・ルーマニアの依頼により5月15-20日、1,132名を対象

に実施）

PNL	38.5%
PSD	25.8%
USR・PLUS	10.2%
プロ・ルーマニア	9.4%
UDMR	6.0%
ALDE	3.6%
PMP	3.5%

・IRESによる警戒事態に関する世論調査（5月13-14日、1,027名を対象に実施）

（このウィルスは、信じられているほどに危険なものだと思うか）

信じられているより危険だ	20%
信じられている程度に危険だ	26%
信じられているほど危険ではない	49%
分からない・無回答	4%

（当局はパンデミックの重さを誇張したという人がいるが、あなたはどうか）

パンデミックの重大さが誇張された	49%
パンデミックの重大さは誇張されていない	49%
分からない・無回答	2%

（ルーマニア政府がこの危機にあたり、重要な情報をどの程度隠していたと思うか）

非常に多くを隠していた	14%
結構隠していた	35%
少し隠していた	34%
ほとんど、あるいは全く隠していない	13%
分からない・無回答	4%

（COVID-19のような予測のできない危機がまた起きた場合、安全のために再び権利や自由をあきらめる用意があるか）

はい	80%
いいえ	20%

（COVID-19の免疫パスポートを取得するために検査を受けたいと思うか。）

はい	61%
いいえ	37%
分からない・無回答	2%

（COVID-19ワクチンが公認されたら接種する気はあるか）

接種する気がある	44%
----------	-----

少しためらいがある	22%
絶対に接種したくない	33%
分からない・無回答	1%

外政

■ EU関連

- ・ 8日、欧州委員会は、シェンゲン協定加盟国（ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、キプロス含む）及びシェンゲン関連国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）に対し、EUへの必須でない渡航に関する一時的制限を6月15日までさらに30日間延長するよう要請したことを発表した。渡航制限とそれを延長するための要請は、全てのシェンゲン加盟国及び4つのシェンゲン関連国を含む合計30カ国に適用される。
- ・ 18日、ヨハニス大統領は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と電話会談を行った。会談においてヨハニス大統領は、EUの経済復興計画と、2021-27多年度予算の修正へのルーマニアの支持を表明した他、新型コロナウイルスの感染が拡大する中での、欧州の結束を強調した。また、結束政策、共通農業政策の重要性を訴えた。さらに、EUレベルでの医療インフラ強化の必要性についても協議された。
- ・ 27日、オルバン首相は、メルケル・独首相との電話会談の中で、同日欧州委員会から、欧州レベルでの景気回復努力への支援のため、また、2021-2027多年度財政枠組みの改訂のために、7500億ユーロ規模の、次世代EUの復興手段を構築するという提案が出されたことについて、歓迎の意を表明した。同復興計画へは、ルーマニア選出欧州議員らからも歓迎・支持の意向が表明された。
- ・ 29日、アウレスク外務大臣は、EUのビデオ外相会議に出席し、EU中国関係、及びアジア太平洋地域におけるCOVID-19のインパクトに関する議論に参加した。

■ 米国関連

- ・ 22日、アウレスク外務大臣は、ザッカーマン駐ルーマニア米大使と会談を行った。主な議題は、米のオ

ープンスカイズ条約離脱表明、COVID-19 パンデミック、モルドバ共和国情勢、査証免除プログラム、ルーマニアのOECD加盟、三海協カイニシアティブ、これらに係る両国間協力等。また、外務大臣は、前日に発表された米国のオープンスカイズ条約脱退に理解を示した。

■ 英国関連

- ・ 5日、欧州人権裁判所が、キョヴェシ前DNA長官（現欧州検察庁長官）がルーマニア政府を相手に起こしていた訴えを認めた判決（内政項参照）について、DNA設立15周年記念行事にてノーブル駐ルーマニア英国大使は、ルーマニアは東欧においてハイレベルの腐敗撲滅に向けた最も勇気ある国のひとつである、本件は、ルーマニアに限らず同様の問題に直面する全ての国において、腐敗との闘いに関わる者全てにとって、参照とすべきことで有り続けるであろうと述べた。

■ 周辺国関連

【ハンガリー外務大臣の来訪】

- ・ 26日、シーヤールトー・ハンガリー外務貿易大臣がルーマニアを訪問し、アウレスク外務大臣及びフノール・ハンガリー人民同盟（UDMR）党首のそれぞれと会談を行った。この訪問は、ハンガリー側のイニシアティブで実現されたもの。会談後、アウレスク外務大臣は、ルーマニア・ハンガリー関係には信頼と相互に対する敬意の風土を回復する必要があり、慎みと思慮分別を求めると述べた。また、対立を乗り越える必要性につき言及した。シーヤールトー大臣は、良好な関係には双方からの努力が必要と述べ、アウレスク外務大臣にハンガリーへの公式訪問を提案した、と述べた。
- また、シーヤールトー大臣は、クルージュナポカにおいて、フノールUDMR党首と会談を行い、ハンガリーがルーマニア国内の選挙に際しての懸案事項とならないことを期待すると述べた。フノール党首は、トリアノン条約に言及し、未来への展望と相互尊重の必要性につき述べた。

【モルドバ共和国関係】

・23日、キク・モルドバ共和国首相は、Facebook上で、ルーマニア出身の欧州議員やルーマニアのCOVID-19対策を批判する発言を行った。これに対し、ルーマニア外務省は、声明を発表し、「キク・モルドバ共和国首相のコメントは、全く受け入れ難いものである。その内容について全く同意できない。ルーマニアは、COVID-19の関係でモルドバ共和国に対し重要な支援を行い、困難にあるモルドバ共和国国民に対して連帯を表明してきた。キク首相のコメントは、ルーマニアへの敬意を著しく欠くものであり、モルドバ共和国のEU統合のための両国の戦略的パートナーシップを傷つけるものである。」と抗議した。

・28日、ルーマニア外務省は、モルドバ共和国との戦略的パートナーシップ関係10周年に際し声明を発表し、同国の欧州への道において、引き続き民主主義的改革が不可欠であり、ルーマニアの支援は同国への財政支援も含め条件付きである、と述べた。

【コロナウイルス関連】

・15日、アウレスク外務大臣は、中欧イニシアティブ (the Central European Initiative) の特別サミットに出席し、新型コロナウイルス感染症拡大に係る、イタリア及びモルドバ共和国へのルーマニアからの支援につき述べた。本サミットは、世界保健機関 (WHO) との協力で開催され、中欧諸国における、COVID-19への対応策や、地域的及び欧州、EUレベルでの対応状況について協議された。

・19日、ブルガリア、ギリシャ、セルビアとの非公式四カ国間首脳会合が開催され、オルバン首相と関係閣僚5名が出席した。隣国同士の往来活性化を目指し、今後の渡航規制措置緩和につき協議が行われた。オルバン首相は、他三カ国に比べルーマニアはCOVID-19の感染が依然として拡大していることも踏まえ、6月1日から他三カ国と同様に国境を開放することは対応困難であると述べた。本非公式協議が開催された四カ国間会合は、主に経済的な協力を旨として2017年に設立されたもの。

【その他】

・12日、アウレスク外務大臣は、オンライン上で開催された第5回三海協力イニシアチブ・サミットの準

備会合に出席。サミットは、10月にエストニアを議長国として開催予定。

■ 中国関係

・7日、保健省傘下の国営企業Unifarm社は、中国Daddy Baby社製の120万枚のFFP2マスクを入札無しで調達して国内113の病院に配布していたことを認めたと報じられた。Daddy Baby社は紙おむつを生産する企業。同社のマスクはFFP2マスクとしての基準を満たさず、外科用マスクより防御性が低く危険なことから、EUでは禁じられていた。その後マスクはほぼすべて回収された。

・8日、Jiang Yu駐ルーマニア中国大使は、新型コロナウイルスを巡る中国とルーマニアの協力について、「China Daily」紙に寄稿した。この中で同大使は、中国政府がルーマニアの医療用品の調達に協力した他、新型コロナウイルス予防や制御に関する中国の知見を共有するためのビデオ会議を4回にわたり開催し、ルーマニアの保健省、内務省の100人以上の専門家の他、20の地方自治体や30の病院が参加した、と述べた。

・12日、ルーマニア中国人連盟、ルーマニア青田県中国人会、ルーマニア福建省協会、ルーマニア瑞安市協会、ルーマニア台州市商工会、在外中国人会、中国ルーマニアLoving Care Charity Group他の様々な団体が、共同で、スチャヴァ県、マラムレシュ県、ビホール県、バカウ県、アルジェシュ県、カラシュ・セヴェリン県、ティミシュ県、コンスタンツァ県、ハルギタ県等10以上の県や町に、マスクの寄贈を行った。

■ 軍事・安全保障関係

・8日、ペトレスク統合参謀長は、グラツィアーノEU軍事委員会議長と電話会談を行った。主要な議題は、ルーマニアにおける新型コロナウイルス対策とルーマニア軍の予防施策について。

・8日、ペトレスク統合参謀長は、ピーチNATO軍事委員長と電話会談を行った。

・8日、アウレスク外務大臣は、国連安全保障理事会ハイレベル・オンライン会合に出席した。この会合は、

欧州における第二次世界大戦終戦75周年を記念したもので、レインサル・エストニア外務大臣の議長の下開催された。アウレスク大臣は、同大戦におけるルーマニア軍の、対ナチス政権の連合軍勝利への軍事的貢献と、欧州大陸全土における市民の苦しい闘いを終わりに導いた功績を強調した。その他、同大臣は、国連設立75周年に言及し、引き続きグローバルな多国間主義の枠組みと、国際法を遵守する重要性について述べた。

・12日、チウカ国防大臣は、オンラインで開催された、EU外務大臣非公式理事会防衛会合に出席した。

・13日、チウカ国防大臣は、米国のエスパー国防長官と電話会談を行い、新型コロナウイルス感染の状況を踏まえた国際的な安全保障環境や黒海地域情勢について、意見交換を行った。

・15日、オルバン首相、チウカ国防大臣等閣僚は、「Mecanica Cugir」社（アルバ県のスチール加工会社）を訪問した。その際の会見で、チウカ国防大臣は、ルーマニアの国防予算のより多くの割合が、国内産業に投資されるべきであると述べた。

・25日、医師、看護師、CBRNE（シーバーン）専門家からなるルーマニア軍の15人のチームが、新型コロナウイルス対策支援のため、米国アラバマ州に派遣された。出発式にはオルバン首相、チウカ国防大臣、ザッカーマン駐ルーマニア米国大使も出席した。

・27日、国防最高評議会（CSAT）がビデオ形式で実施され、2020-2024年ルーマニア国防戦略が承認された。CSAT後に会見を行ったヨハニス大統領によれば、右戦略は、国防だけでなく、外交、公安秩序、教育、保健、経済、環境、エネルギー安全保障、サイバー安全保障にも及ぶもの。29日チウカ国防大臣は、これら全ての分野が国家的レベルで市民の安全を確保する強固なものとするために、全ての国家機構が右戦略に定められた行動計画を実施することが求められる、と述べた。

・29日、2機の米軍のB-1B戦略爆撃機が、ルーマニアの領空に於いて初めてとなるルーマニア空軍との合同演習を行った。

・29日、国防省は、国連平和維持要員国際デーに際

し、ルーマニアは国連の平和維持活動に向けた努力への支持を続けてきており、今後も引き続き国連ミッションへの重要な貢献者として支持していくというメッセージを表明した。

経済

■ 新型コロナウイルス関連（経済政策等）

（1）労働・社会政策関連

・6日、憲法裁判所、銀行ローンの支払い延期に関する法律及び公共料金支払い一時停止に関する法律は違憲との判断を下す。両法律は、PSDが多数を占める派閥により推進され、4月に議会で承認されていたが、PNLが憲法裁判所に提訴していたもの。

・20日、オルバン首相、ルーマニアは、EUの融資・保障メカニズムであるSUREプログラム（新型コロナウイルス感染症により被害を受けた企業や被雇用者を支援するプログラム）により、30億~50億ユーロの支援を受ける予定であると述べた。また、21日、ダンカ首相府官房長官は、ルーマニアがEU加盟国としてSUREプログラムに参加することを可能とするため、緊急政令によって、公的債務に関する法的枠組みを修正したと述べた。

・21日、ボロシュ欧州基金大臣は政府会合で、衛生用品セット及び食料品セットを弱者に配布する制度を規定する緊急政令を承認予定であり、6月4日に衛生用品、15日に食料品の配布を開始予定と述べた。これにより、約118万8千人が恩恵を受ける。

・20日、オルバン首相は、求職者を雇用する企業に対し、最大給与（グロス）の30%を助成する予定である旨とともに、引き続き制限が課される分野については、6月1日以降も一時帰休手当の支給を継続し、制限緩和により活動が再開される分野については、一時帰休手当に代わる積極的な措置（給与の一部助成）を実施予定であると述べた。さらに29日付労働・社会保障省のプレスリリースによると、政府は、一時停止されていた労働契約再開の場合、当該労働者の月給（グロス）の41.5%を3か月間雇用者に支給する。

・22日、クツ財務大臣は、9月1日からの年金増額は、その全てを、経済発展関連の歳出で賄うことでは

きない、ルーマニアの社会福祉状況を考慮の上で増額率を決定する、現在年金に関する複数のシナリオを協議中である旨等述べた。また28日、オルバン首相は、年金は増額するが、今年上半期の経済及び予算に関する報告及び今後の経済予測（国及び欧州委員会、世界銀行）が出そろった後に然るべく決定する旨述べた。

（2）インフラ関連

・4日、オルバン首相、会見で、政府は国家再建プロジェクトの下、あらゆるタイプのインフラ（運輸、エネルギー、医療、学校、通信等）に対する公共投資のため、最長2年間、GDPの6%超を投じる意向であると述べる。

・5日、ヨハニス大統領は、ビジネス関係者と間で経済再建措置につき協議。その後の会見で、同大統領は、新型コロナウイルス感染症危機後の経済復興計画の目的の一つは、あらゆるタイプのインフラに対する公共投資の大幅な増額である旨、緊急事態解除後、政府は、一時帰休者への支援継続とともに、柔軟な勤務オプションに関する新たな措置導入予定である旨等述べた。

・15日、オルバン首相、トウルカン副首相及びボデ運輸大臣とともにシビウ - ピテシュ間ハイウェイ第一区間建設サイト視察を行った際、政府は交通インフラ開発への大規模投資を行う予定であると述べた。また、ボデ大臣も、2020年がインフラ建設の年となることを期待しており、既存工事の加速化とともに新規事業にも取り組み始めている旨等述べた。

（3）中小企業支援関連

・4月30日、ボロシュ欧州基金大臣は、中小企業支援のため、10億ユーロの景気刺激策を導入予定と述べる。同刺激策はEU予算で賄われ、運転資金支援、消費者バウチャー、一時帰休費用の半額負担、投資支援（一社最大80万ユーロ）が含まれる。

・12日、オルバン首相は、中小企業向け支援（IMM Invest）同様、大・中規模企業向け支援についても検討中であると述べるとともに、国家補助をルーマニアへの新規参入者等によるグリーンフィールド投資に使用したいと述べた。また、ルーマニア経済復興の第一の柱は運輸、エネルギーインフラ、医療、教育、通信、農業分野への公共投資であると述べるとともに、国内

生産の競争力維持への支援を重視している等述べた。

・14日付報道によると、ポペスク経済大臣、ルーマニア国家中小民間企業評議会主催テレビ会議で、経済省レベルでの中小企業向け支援プログラムを6月下旬に開始予定である、欧州委員会と交渉の結果、中小企業支援向けに10億ユーロを獲得したと述べた。

・19日、ナンク国家中小企業信用保証基金事務局長は、これまでに、IMM Invest プログラムに対し、約5万8千社の中小企業が申請を行い、約5千件が銀行からの承認を得たと述べた。

（4）その他

・4日、ボロシュ欧州基金大臣、新型コロナウイルスの現場対応に当たる医療従事者7万5千人への奨励金支払いのため1億2千万ユーロの予算を割り当てるが、要すれば増額する旨発言。

・8日、ヨハニス大統領は、オルバン首相、クツ財務大臣、イサレスク中央銀行総裁との経済情勢に関する協議後、プレスリリースで、当初予測より高い財政赤字となるのは確実だが、我々が望むのは追加的な緊縮財政措置ではなく赤字補填のための適切な資金である、経済活性化のため首尾一貫した措置が必要と述べた。

・18日、クツ財務大臣は、テレビで、高報酬な企業に対し財政的なインセンティブを準備中であるとした上で、小売業で約1万人が必要とされている等の事情があり、海外から帰国したルーマニア人を国内にとどめる策を探していると述べた。

・21日、ポペスク経済大臣、政府会合終了後、政府は、エネルギーの大量消費者を支援するための緊急政令を承認した、これは、15の業種への支援を認めている政令第81号に対する修正である、と述べた。

・25日付報道によると、経済省は同省 facebook で、新型コロナウイルス感染症で被害を受けた企業に対し10億ユーロ相当の助成金支給の可能性を検討中であることを明らかにした。

・29日、オルバン首相は、ボデ運輸大臣、チウカ国防大臣、ポペスク経済大臣とともに、トウルグ・ムレシュウングニ間ハイウェイ第一ロットの履行契約署名式に出席し、ムレシュ県での会見で、政府は、消費促進に基づく「人為的な」経済成長から、公共及び民

間投資に基づく経済成長への移行により、ルーマニアの発展ビジョンを変える意向であると述べた。

■ 新型コロナウイルス関連（経済情勢等）

（1）労働・社会政策関連

・労働・社会保障省のデータによると、緊急事態宣言発令（3月16日）以降5月28日までに、雇用契約終了429,585件（内、小売業：76,543、二輪・四輪車修理業：75,848、製造業：、建設業：64,573）、雇用契約一時停止595,672件（内、加工業：167,073、ホテル・レストラン業：99,182、小売業、二輪・四輪車修理業：93,814）を記録。

・11日、アレクサンドゥル労働・社会保障大臣、議会特別委員会でのヒアリングにおいて、新型コロナウイルス感染症危機の期間中、3万4千人のルーマニア人が労働目的で出国、3万人が航空機又は列車、4千人が車での出国であったと述べたるとともに、独労働省に対し、同国でのルーマニア人の労働環境に関する調査を依頼した旨等述べた。

・18、19日、アレクサンドゥル労働・社会保障大臣は、独のルーマニア人季節労働者の状況視察及び独政府関係者との協議のため、独を訪問した。20日、労働・社会保障省は、アレクサンドゥル大臣とハイル独労働大臣が、労働市場及び社会政策分野における協力強化に関する共同声明に署名したと発表した。

（2）経済見通し

・5日、クツ財務大臣は、ルーマニア経済はV字型回復（第2四半期に感染拡大の影響が最も現れるが、第3四半期には復調）を遂げるだろう、大量失業は発生しておらず、金融市場も楽観視している旨等述べた。

・6日、欧州委員会は2020年春の経済見通しを公表。新型コロナウイルス感染症パンデミックにより欧州経済は深刻な景気後退に陥る見込みとした。ルーマニアについての主な予測は、経済成長率：▲6%（2020年）、4.2%（2021年）、インフレ率：2.5%（同）、3.1%（同）、失業率：6.5%（同）、5.4%（同）、財政赤字（対GDP比）：9.2%（同）、11.4%（同）。

・6日、オルバン首相、欧州委員会の今年のルーマニ

アの財政赤字予測（9.2%）につき、会見で、政府の予測は6.7%であると改めて発言。同数字は予算修正時に、種々の経済刺激策がGDP比3%分になるとの見込みも含めて見積もられた、誰が正しかったかは時間が証明するだろうと述べた。また、タナセ首相府次官は、政府は経済復興のための包括的プログラム（公共投資や民間企業支援策含む）を準備中であり、自動車、IT、建設、農業等から支援を開始し、インフラ事業にも引き続き注意を払う（シビウ・ピテシュ間ハイウェイ、ブカレスト環状高速道路、コンスタンツァ港、オトペニ空港等）と発言。

・8日付報道によると、UniCredit銀行、今年のルーマニアの経済成長率は▲9%、財政赤字は少なくともGDP比6%と予測。

・13日、欧州復興開発銀行（EBRD）は、ルーマニアの今年の経済成長予測を下方修正した。昨年11月、同行は3.2%との予測を発表していたが、今次▲4%に修正した。

・15日、クツ財務大臣は、テレビにて、4、5月は試練の時期だが、経済の再開及び財政・金融政策のさらなる緩和が必要である、なぜなら、今年の経済の更なる落ち込みを回避すべく、強力な6月が必要であるためである、と述べた。また、クツ大臣は、今年第1四半期の経済成長率において、EU内でルーマニアが最も高い数字を記録した（15日公表のユーロスタット）ことについても言及した。

・15日の国家統計局発表によると、今年第1四半期の経済成長率は前期比0.3%を記録。同発表後、ドミトル・ラファイゼン銀行チーフ・エコノミストは、「V字型回復を果たすと思われるが、問題はどのくらいの深さのV字となるかである、第3四半期には回復に向かうことを期待するが、5~6%のマイナス成長となる可能性も否定できない。」旨コメント。

・24日付報道によると、財務省は2020年収れんプログラム（Convergence Programme）を発表。同プログラムによると、今年

の主な見通し以下のとおり。
① 第2四半期の経済活動は14.4%（特に、製造業、自動車産業等への影響大）の大幅な下落を示すも、冬にウイルスの第二波が来なければ、V字

型回復により第4四半期には景気回復見込み。

- ② 内需及び輸出の落ち込みにより、今年の経済成長率はマイナス1.9%の見込み
- ③ 外国市場が復活を遂げ、政府の再開措置（中小企業に有利な融資措置等）等により経済回復の可能性が生まれれば、第3四半期には望ましいマクロ経済状況がみられる見込み。
- ④ 年末時点での債務の対GDP比は40.9%（前年同期35.2%）となる見込み、等。

（3）その他

・4日、オルバン首相は、会見で、2月23日以降、127万9千人のルーマニア人が帰国済み、30~35万人が国内で求職の見込みと述べた。5日、クツ財務大臣は、会見で、政府が消費よりも投資に資金を投じる目的は、帰国したルーマニア人を国内で就職させ、海外流出を防ぐためであると発言。また、25日付報道によると、クツ財務大臣は、この危機後、経済は幾分異なって見えるであろう、多くの企業は技術やITに投資するだろう、政府にとっての試練は、海外から帰国した約100万人のルーマニア人を国内にとどめるために雇用を創出することである、と述べるとともに、起業家支援のために優遇税制も検討中と述べた。

・5日、クツ財務大臣は、国際金融機関（IMF、世銀等）からの融資も選択肢だが、条件付き融資にはアクセスしない、現在政府は国内市場で低金利で資金調達を行っている旨述べた。また、27日、同大臣は、新型コロナウイルス感染拡大の中、我々は国際市場から、魅力的なコストで、33億ユーロの融資を受けることを選択した、国際機関の支援を求めるとなく、GDPの約7%の財政赤字の資金調達を行うことは、ルーマニアにとって初めてである、と述べた。

・8日、クツ財務大臣はテレビで、4月の数字は想定以上に良好であり歳入は昨年よりも多かった、現政権は昨年のPSD政権下よりも1%低い金利で融資を受けることができている、年金については2、3のシナリオを検討中、今年のルーマニア経済は落ち込むものの力強い回復を遂げるだろう、ただし大幅な歳出増には注意を要する、今年半ばに歳出を再度検証し、国民及び公共財政にとり最善の決定を行う予定である旨等

述べた。

・18日付報道によると、イサレスク中央銀行総裁、当面の同行の目標は、比較的安定的な為替レートの維持及び段階的かつ持続可能な金利削減の下、国の歳出及び実体経済への資金調達の流動性を確保することにあると述べた。

・22日、オルバン首相、クツ財務大臣、ダンカ首相府官房長官は、ルーマニア銀行協会代表者と会合を行い、中小企業向け投資プログラム、銀行ローン支払い延期、経済復興計画等につき協議を行った。クツ財務大臣によると、現時点で15万2千人の銀行顧客が、分割払いの延長に関する政令第37号の恩恵を受けており、分割払いが最大9ヶ月間延長されたのは合計約33億レイに上る。

・27日、クツ財務大臣は、財政措置の予算効果がわずか2か月半でGDPの約1.5%という形で現れている、これは、同期間中におけるルーマニアの経済環境を支援するための多大な努力の結果であると述べた。同大臣は、これまで政府は、緊急事態期間中の財政措置とともに同期間終了後も有効な措置を講じてきた、それらは、企業にとって酸素のバブルであり、GDPの約1.5%に相当する、これら措置の中には、強制執行の一時停止、国への支払い義務の延長等が含まれる、と述べた。

■ 新型コロナウイルス関連（企業活動関連）

（1）自動車関連

・7日、オルバン首相、フォードのクライオバ工場訪問後、同社との間で、フォード、自動車産業のみならず経済全体を支援する措置につき協議したと述べるとともに、政府の最重要課題は、新型コロナウイルス感染症のピーク到達後、経済を支援し、感染拡大前のレベルに早急に戻すことであると述べた。

・7日、オルバン首相、ダチアのみオベニ工場訪問後の会見で、ダチアはGDPの3%、自動車分野全体ではGDPの約10%、ルーマニアの輸出全体の14%超を占めており、ルーマニア経済にとり重要であると述べた上で、政府は同社と協力し、自動車分野への最善の支援策を確立できると確信する旨述べるとともに、

大企業支援策を準備中、労働法改正による柔軟な労働時間導入を始め様々な重要な経済措置を検討中である旨等述べた。

・8日付報道によると、ポノラン・ブリジストン・ルーマニア社ジェネラル・マネジャーは、トラック・タイヤの需要につき、4月に最大の落ち込みを見せるも、第3四半期には正常に戻り、年間需要は2018年レベル程度となる見込みと述べた。

(2) その他

・1日、ダミアンTerapiaクルージュ社（製薬会社）社長、テレビで、今夏、同社の日本関連企業を通じて、日本よりファビピラビル（アビガン）を輸入予定であると述べる。

・国家商業登記所のデータによると、今年第一四半期の新規外資企業設立件数は去年同期比19.7%減の1,201件。3月31日時点で、投資件数最多は伊（49,079件）、投資額最多は蘭（約127億米ドル、5,556件）また、10日付報道に掲載の国家商業登記所のデータによると、今年第一四半期に活動一時停止となった企業数は去年同期比72.28%減、地域別ではブカレストが最多（1873社）、次いでコンスタンツァ県（615社）、クルージュ県（571社）、ティミシュ県（547社）であった。

■ インフラ・エネルギー関連

・Ziarul Financiar 紙が収集したデータによると、現在進行中の10のルーマニアの大型道路建設サイト（ハイウェイ除く）は、約5億4千万レイの投資を必要とする。ルーマニアには、約70の主要インフラ建設サイト（ハイウェイ除く）が存在するが、そのうち、現在進行中なのはわずか11。進行中案件のうち最大はヤシ・スチャヴァ間の戦略的道路ネットワークによるルーマニア北東部の開発を伴うものであり、約2億9百万レイ。

・28日付報道によると、ルーマニア政府は、ヌクリアエレクトリカ社に対し、チェルナヴォダ原子力発電所の2基（三号基、四号基）の原子炉建設のためのChina General Nuclear Power Corporationとの予備契約を終了し、他の投資家を探すよう正式に要請した。

同社の82.5%の株式を所有する政府は、6月12日の株主総会の議題を修正し、中国投資家とのMOU及び予備契約の放棄するとともに、新たな原子炉建設に関する戦略を模索する予定。

■ 環境関連

・4月30日、アレクセ環境・水利・森林大臣、会見で、欧州司法裁判所は、ブカレストでの大気汚染規制値違反（PM10）に関し、ルーマニアに有罪判決を下したと述べた。

・5月15日、持続可能な森林管理に関する法律が公布、同日官報に掲載された。これにより、EU域外への丸太（樹皮の有無問わず）の輸出が2021年1月1日から10年間禁止される。

■ 公共政策

・欧州基金省は、2020年4月30日時点での欧州基金（2014~2020年）執行率を40%（約120億9,166万ユーロ）と発表。EU28か国平均（44%）を下回った。（欧州基金省）

■ 財政政策

・財務省は、2020年4月末のルーマニアの財政赤字を約268億2,030万レイ（対GDP比2.48%）と発表。（前年同期は約114億1,140万レイ（対GDP比1.11%））。同省によると、その半分は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。昨年同期に比べ赤字が増大しているのは、企業に対する支援実施、付加価値税還付等により、3、4月の予算収入は好ましくない傾向がみられたこと、支出面では、投資支出が31億5千万レイ増加し、ウイルス流行により例外的な支出が約12億レイに達したこと等による。

■ 金融等

・4日、4月末の外貨準備高は331億5,600万ユーロ（3月末の341億2,300万ユーロから増加）、金準備高は103.6トンで不変。（BNR）

・14日、2020年3月末の経常収支等について次

のとおり発表。

(1) 経常収支は13億6,500万ユーロの赤字。

(前年同期：11億2,000万ユーロの赤字)。

(2) 外国直接投資(FDI)は、5億5,100万ユーロ。(前年同期：12億3,500万ユーロ)。

(3) 中長期対外債務は、2019年末から1.7%増加し、748億6,700万ユーロ(対外債務全体の70.5%)。

(4) 短期対外債務は、2019年末から2.7%減少し、313億5,500万ユーロ(対外債務全体の29.5%)。(BNR)

・29日、政策金利を年率2.00%から1.75%に引き下げることを決定。中銀貸出金利は2.50%から2.25%に引き下げ、中銀預入金利は1.50%から1.25%に引き下げることを決定。(BNR)

■ 労働・年金問題等

・12日、2020年3月の平均給与(グロス)は、5,386レイ(約1,122ユーロ)で、対前月比で143レイ(+2.7%)増加し、平均給与(手取り)は3,294レイ(約686ユーロ)で、対前月比で92レイ(+2.9%)増加した。なお、平均給与(手取り)が最も高かった業種は、プログラミング、コンサルティング及び関連活動分野(8,289レイ、約1,726ユーロ)で、反対に最も低かったのはHORECA分野(1,605レイ、約334ユーロ)である。(為替レート：1ユーロ=4.8レイ)(INS)

■ 格付(2020年6月12日付)

Fitch	外貨建長期(国債)	BBB-	(ネガティブ)
	自国通貨建長期	BBB	(ネガティブ)
S&P	外貨建長期	BBB-	(安定的)
	自国通貨建長期	BBB-	(安定的)
JCR	外貨建長期	BBB	(安定的)
	自国通貨建長期	BBB+	(安定的)
			(内はアウトルック)

■ マクロ経済

(特に記載のない限り、対前年比又は前年同期比、季

節調整後、出典は国家統計局INS)

【3月分統計】

(1) 鉱工業

	2月	3月
工業生産高	▲2.6%	▲4.5%
工業売上高(名目)	2.6%	▲8.3%
工業製品物価指数	2.9%	0.7%
新規工業受注高(名目)	5.4%	▲3.6%

(2) 販売

	2月	3月
小売業売上高 (自動車・バイクを除く)	10.5%	4.1%
自動車・バイク売上高	4.7%	▲4.6%
小売業売上高 (ユーロスタット)	ユーロ圏 3.0% EU27か国 3.2%	ユーロ圏 ▲9.2% EU27か国 ▲8.2%

3月の小売業売上高(ユーロスタット)対前年同月比では、ハンガリー(+3.5%)が最も増加し、次いでルーマニア(+3.1%)及アイルランド(+3.0%)。

(3) その他

建設工事	2月	3月
	24.9%	26.1%

(4) 輸出入

	2月	3月
輸出	€59億4,130万 (0.8%)	€54億3,990万 (-2.6%)
	RON284億1,040万 (1.5%)	RON261億8,140万 (-0.2%)
輸入	€72億2,350万 (2.5%)	€72億9,500万 (-1.8%)
	RON345億4,140万 (3.2%)	RON351億2,730万 (-0.5%)

【1～3月分統計】

(1) 鉱工業

	2月	3月
工業生産高	▲2.6%	▲6.4%
工業売上高(名目)	4.3%	▲0.1%
新規工業受注高(名目)	4.6%	1.8%

(2) 販売

	2月	3月
小売売上高 (自動車・バイクを除く)	10.1%	7.5%
自動車・バイク売上高	4.4%	▲2.2%

(3) その他

建設工事	2月	3月
	35.0%	32.3%

(4) 輸出入

	2月	3月
輸出	€116億3,430万 (2.0%)	€170億7,140万 (-2.6%)
	RON556億1,260万 (3.3%)	RON817億8,080万 (-1.5%)
輸入	€142億3,140万 (2.9%)	€215億2,650万 (1.3%)
	RON680億2,620万 (4.2%)	RON1,031億5,390万 (2.5%)
貿易収支	▲€25億9,710万	▲€44億5,510万
	▲RON124億1,360万	▲RON213億7,310万

【4月分統計】

・消費者物価指数

	3月	4月
全体	3.05%	2.68%

食料品価格	5.11%	5.72%
非食料品価格	1.39%	0.53%
サービス価格	3.80%	3.06%
消費者物価指数 (ユーロスタット)	ユーロ圏 0.7%	ユーロ圏 0.3%
	EU28か国 1.2%	EU28か国 0.7%

【その他統計】

・15日、国家統計局の発表によると、2020年第1四半期の経済成長率(速報値)は前年同期比2.4%(季節調整前)、2.7%(調整後)、2019年第4四半期に比べ0.3%であった。

・15日、ユーロスタットの発表の速報値によると、今年第1四半期、昨年同期比で、ルーマニアはEU27か国中最も高い経済成長を遂げた。ユーロ圏は3.2%減、EUは2.6%減であった。EU内で最高はルーマニア(2.7%)、リトアニア(2.5%)、ブルガリア(2.4%)、最低は仏(5.4%減)、伊(4.8%減)、西及びスロバキア(共に4.1%減)であった。

・13日、2020年4月のインフレ率は2.7%であったと発表された。統一消費者物価指数(HICP)に基づく年率は2.3%であった。(INS)

・20日、EU27か国の4月末のインフレ率は0.7%(前年同期1.9%)であった。EU27か国で最高はチェコ(3.3%)。ルーマニアは2.3%。(ユーロスタット)